第　２３　期
大分海区漁業調整委員会
第１２回委員会

議　事　録

開催日時　　令和８年９月１７日(木)　１５時００分

開催場所　　大分市府内町３丁目５番７号
大分県水産会館５階　研修室

第２３期大分海区漁業調整委員会第１２回委員会議事録

１．開催日時　　令和８年９月１７日(木)　１５時００分

２．開催場所　　大分県水産会館５階　研修室

３．出席委員　　須　川　直　樹
渡　邉　英　敏
阿　部　義　広
渡　邉　満　晴
畠　中　順　子
濱　田　貴　史
岡　﨑　　都
桑　原　保　徳
鳴　海　美　代
本　庄　　新
阿　部　貴　史（会長、議長）
近　乗　美　信

欠席委員　　髙　瀬　亮　子
笛　吹　理　絵
小　野　裕　佳

事務局　　平川事務局長、三ケ尻事務局次長、山田主幹、甲斐主任

漁業管理課　　利光主事

４．議事録署名委員　須川直樹、岡﨑都

５．協議事項及び審議の結果
第１号議案　　知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について
審議の結果　　異議のない旨答申することに決した

６．審議概要

事務局長（平川）	ただいまより、第２３期第１２回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます事務局長の平川です。よろしくお願いします。 はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員１５名中

１２名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第１４５条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、本来であれば大塚農林水産部審議監からごあいさつをいただくところですが、本日は別の公務のため出席できないということですので、挨拶については省略させていただきたく存じます。

これより議事に入りたいと思いますが、事前に資料の確認をいたします。本日はタブレットを用意できかなったため議案書については、紙で用意しております。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第５条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、阿部貴史会長に以後の議事進行をお願いします。

議　長

議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。須川委員と岡﨑委員にお願いします。

それでは議事に入ります。

第１号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

議案書の２ページをご覧ください。

第１号議案「知事許可漁業の制限措置及び許可の申請期間並びに許可の有効期間について」です。愛媛県の中型まき網漁業者による大分県海域への入漁に係る許可の有効期間の満了に伴う許可の更新について、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第５８条において読み替えて準用する法第４２条第３項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第１５条第１項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第４６条第２項に基づき、同様に意見を求められているものです。

次の３ページが知事からの諮問文です。

次の４ページをご覧ください。１の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

この公示制度は、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することで許可手続きの透明化を図ることを目的としています。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「２　今回公示する予定の漁業の概要」です。今回の諮問の対象は、愛媛県漁業者が本県海域にて行う中型まき網漁業です。

この漁業は、集魚灯を用いて集めた魚群を帯状の網で取り囲んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「いわし、あじ、さば」です。愛媛県との協定に基づき、愛媛県と相互に入漁しているもので、今年も９月４日に開催されました豊予連合海区漁業調整委員会で例年どおり更新することに合意されましたので、公示を行うものです。

下の米印をご覧ください。この連合海区漁業調整委員会の際、愛媛県漁業者による入漁隻数について、１３隻として要望されました。

５月１３日に開催しました本委員会で諮問のあった制限措置では、「許可すべき船舶の数」は令和７年の許可隻数に基づき、「７隻」となっており、この説明の際、「これを上回る要望が出た場合は、再度委員会に諮問の上公示したいと考えますが、これを下回る要望が出た場合は、特に漁業調整上の支障もないと思われますので、再度の諮問はせず公示したい」としておりました。今回、５月に諮問のあった制限措置よりも多い隻数で要望がありましたので、再度の諮問を受けているものです。

愛媛県からの中型まき網漁業の入漁隻数の推移も資料下部に掲載しています。令和５年及び６年は５隻、令和７年は７隻だったのに対して、令和８年は１３隻と増加しています。この増加に至った背景として、主に宇和島地区では沿岸に形成される漁場が小さいことから、沖合でも操業するようになってきているためです。

愛媛県との入漁に関する協定書を７ページに掲載しておりますのでご覧ください。漁業調整上の境界線、入漁海域、入漁統数等を定めています。８ページをご覧ください。協定書第４で定める

入漁統数の上限は「現状の操業統数」であり、その範囲内で数量を増減することは可能です。なお、愛媛県の入漁統数を増加させることについて、中型まき網漁業者等で構成する大分県旋網漁業協議会においても、問題ないとの意見であること確認しております。

４ページにお戻りください。公示の時期は、９月下旬頃を予定しています。

続いて、「３　本件公示の制限措置の内容」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。次の５ページをご覧ください。

左から３番目の欄「許可等をすべき船舶の数」が５月の諮問時は７隻だったところ、先ほどご説明しましたとおり１３隻に変更となっています。そのほかの内容は５月の諮問時から変更はありませんので、ご説明を省略します。

６ページをお開きください。「４　公示の申請期間（予定）」です。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業調整規則第１１条第２項に規定される原則の１ヶ月間を設定します。

一方、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない場合及び山口県の小型機船底びき網漁業を除いた県外漁業者の入漁は、公示の日から許可の有効期間はいつでも申請可能とする周年としています。

これを踏まえ、今回公示する愛媛県漁業者による中型まき網漁業の許可の申請期間は周年として設定します。申請期間については以上です。

次に、「５　許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第１５条第１項において、本日説明した漁業は５年間と規定されています。

一方、この期間については、同規則同条第２項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

他県から本県への入漁許可については、毎年漁業調整上の問題が無いかの確認が必要であり、関係する連合海区漁業調整委員会で協定及び覚書の内容について合意された後に許可の更新に至る

	ことから、従来と同様に１年間に短縮します。 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。
議　長	事務局から説明がありましたが、第１号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。
渡邉（英）委員	大分県から愛媛県のほうに入る隻数を教えてください。
事務局長	今の許可の予定隻数は３隻となっています。
渡邉（英）委員	２年前から比べたら５隻から１３隻と倍以上になっているんやけど、弊害というのは大分県のまき網の船とかにはないの。
事務局長	大分県のまき網協議会という組織がありまして、そこにご意見を事前に聞きましたところ、それについては問題ないということで了解をいただいております。 本日、まき網協議会の会長の桑原委員も出席いただいておりますので、そういうことでよろしいですよね。
桑原委員	はい。
渡邉（英）委員	中で話ができているんですね。了解です。
阿部（義）委員	まき網協議会だけで協議して納得したんですよね。いわし、あじ、さば以外の他の魚種には影響ないんですか。その辺への影響というのは、考えてやっているのか、別に考えているんですか。
事務局長	そこについては、豊予連合海区の方で協議されてまして、当海区の須川委員にも出席いただいて、その中で了解をいただいているという案件でございます。 その点についても了解が得られているかと考えています。
阿部（義）委員	全組合員にこの内容が行き届いているんですか。

事務局長	そこまでの確認はとっていませんが、そもそも協定のなかで隻数を制限するということにはなっていなくて、愛媛県のまき網の許可漁船は入漁できるという内容となっております。
阿部（義）委員	例えば、資源保護等のいろんな問題がでているので、これが他の魚種に影響しないかが心配なんです。その辺が豊予の方で皆さんが納得しているなら別に問題ないですが。
須川委員	よろしいですか。 豊予には一本釣り協議会というのがあるんですけど、これは愛媛県の一本釣りの飼いつけ漁業権の中に入らせてもらうという協議だけです。今まで私が調整委員になってまき網の操業区域で何を獲るかということについて一本釣り協議会に振られたこともなければ協議したこともないのが現状です。 だから、今回のまき網の入漁というのは、我々一本釣り協議会が愛媛県の飼いつけ漁業権に入らせてもらうのと一緒のようなものだと思います。まき網の漁場が大分県寄りにできたから隻数を増やすということ。前は愛媛県側に入っていたわけですよね。その時も我々には協議はなかったです。 まき網の中での礼儀ということなんでしょうね。
渡邉（英）委員	今はどうなっているの。
須川委員	今は、愛媛県より大分県よりに漁場ができているから入らせてほしいということ。今までは来なかった。
渡邉（英）委員	来ることによってあじとかに弊害があるのでは。
須川委員	あじは海域を行ったり来たりしている。 我々としては、沿岸域は協定に入っていないので問題ないと思っています。飼いつけ漁業権の中、水の子とかその辺かな、大分県が利用する飼いつけ漁業権はそこだけなんで。我々は自由漁業だから。
議　長	すみませんが教えてください。資料８ページに今問題になっている協定があると思うんですけど、その第４のところ、「相互に

入漁できる統数は、両県における現状の操業統数を基準とする。」と書いてあって、この協定が令和７年９月に結ばれているので、これを素直に読むと、令和７年当時は資料４ページによると７隻なので、７隻が基準になるのかなと思うんですけど、これが急に倍近くになるというこの解釈ってどうなっているのですか。要望すれば増やして良いという協定なんでしょうか。

須川委員　　我々は入漁隻数は現状の隻数でいって、万が一今後漁業者が増えた場合は、今まで減らしてきたのを増やしていくという取決めで隻数を減らしているので、まき網さんの方は私はわからないですが、統数は減ってきているわけでしょ。

桑原委員　　大分は減ったけど、愛媛も現状やけど入漁協定に入っていなかった。入っていなかった人が増えた感じ。

本庄委員　　現状というのは愛媛県で操業している人たちも含めた数。
分母はもっと大きかったけど、その中から７隻しか来てなかった。だけど実際操業している方が手を挙げれば来られるという解釈みたいです。

議　長　　他にご意見もないようですので、第１号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」は原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同　　異議なし

議　長　　異議がないようですので、第１号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することといたします。

議　長　　これで本日予定していた議案はすべて終了しました。他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長　　阿部会長お疲れさまでした。本日は急な開催にも関らず皆様ご出席いただき、ありがとうございました。
これをもちまして委員会を閉会いたします。次の委員会は１２

月頃を予定しています。日程については後日ご連絡させていただきます。
　皆様本日は誠にお疲れさまでした。

以上、第２３期大分海区漁業調整委員会第１２回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和８年９月１７日

議　長

議事録署名委員

議事録署名委員